

事業系ごみ Q & A

Q1 事業系ごみとは？

A1 事業系ごみとは、事務所、店舗、工場などの営利を目的とするものばかりではなく、病院や学校などの公共サービスも含む事業活動に伴って排出されるごみ全てのことを言います。

Q2 事業所から出たごみの処理はどうすればいいの？

A2 市では事業系ごみは収集しておりません。ごみの処理は、事業者自ら「クリーンポート・きぬ」に搬入するか、下妻地方広域事務組合の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託してください。また、産業廃棄物は処理業者に委託してください。

Q3 ごみ処理手数料とは？

A3 ごみ処理手数料とは、「クリーンポート・きぬ」でごみを処理する料金のことです。ごみ処理を委託する場合の許可業者に支払う料金は、ごみ処理手数料のほか、収集運搬の費用や営業利益などが含まれています。

Q4 少量であれば、家庭系(地域の)ごみ集積所に出してもよいのですか？

A4 事業活動に伴って排出された事業系ごみは、量や質にかかわらず出すことはできません。事業系ごみを家庭系(地域の)ごみ集積所へ出す行為は、ごみの量や質に関係なく、「不法投棄」となります。

Q5 店舗付き住宅の個人商店のごみも事業系ごみですか？

A5 家庭からのごみとお店からのごみにきちんと分け、家庭からのごみは家庭系(地域の)ごみ集積所に出してください。お店からのごみは事業系ごみとして処理してください。

Q6 従業員が消費して出した個人ごみ(飲食物、弁当容器など)はどのように処理すればいいのですか？

A6 従業員の個人ごみに関しても、事業所から排出する場合は、事業系ごみとして適正に処理してください。

Q7 事業所から出た資源物(古紙・古布・かん・びん・ペットボトル)は家庭系(地域の)ごみ集積所や資源回収所に出してもいいですか？

A7 事業活動に伴って排出された資源物は出すことはできません。下妻地方広域事務組合の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者または資源回収業者に委託してください。